

除害施設の点検・清掃を定期的に行ってください。

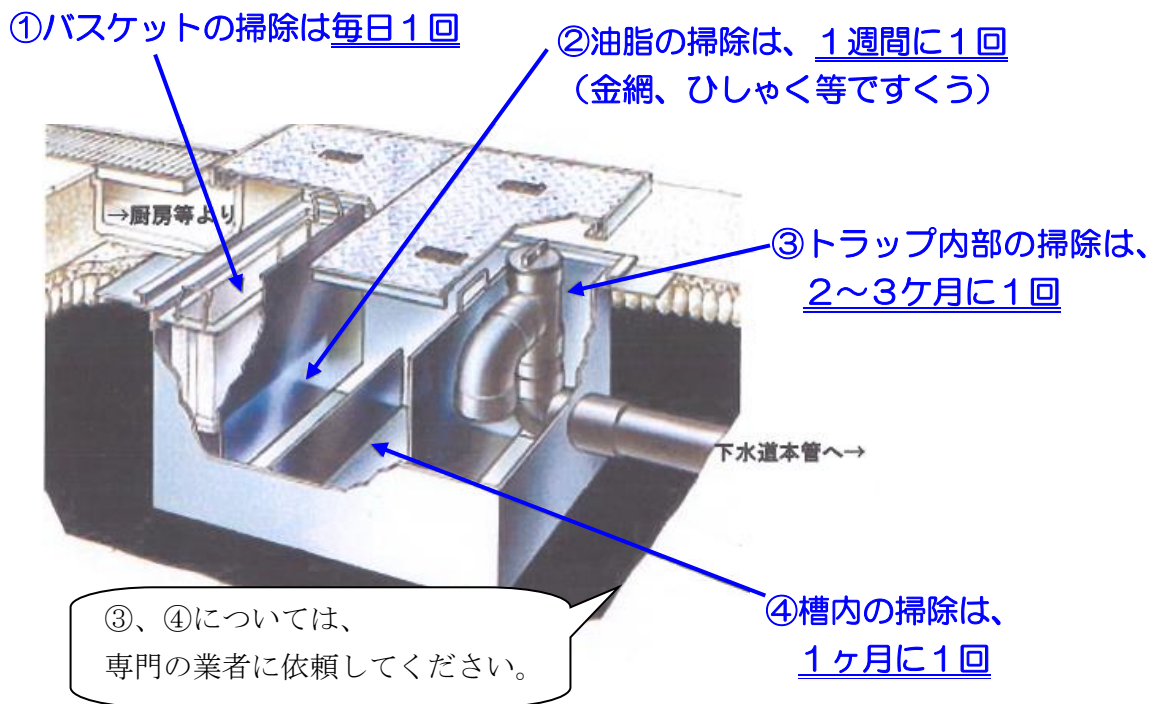
下水道法および福井市公共下水道条例により、下水道の機能を妨げる、または損傷させる恐れのある成分(油脂等)が多く含まれる下水は、その成分を取り除いて排水基準以下の水質にしてから、下水道に流さなければなりません。そのための処理施設・設備を「**除害施設**」といいます。

ただし、除害施設を設置していても、適切な維持管理を行わなければ、その機能が低下し、宅地内の排水設備や下水道本管が詰まってしまうます。こうなると、下水道が使用できなくなり、お客様ご自身はもちろん周辺に住む方にも大変な迷惑となります。

以下に除害施設の一つである「グリーストラップ」の維持管理方法を例示しますので、定期的な点検・清掃をお願いします。

●「グリーストラップ」の維持管理方法の例

※残さいや油脂の溜まりが早い場合は、清掃頻度を増やす必要があります（特に②）



【清掃前の状態】



【清掃後の状態】



福井市企業局 上下水道経営部
上下水道サービス課（給排水設備係）
TEL：0776-20-5632
FAX：0776-20-5637